

What is BLAME: A Review of BLAME: Its Nature and Norms

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/47077

非難の倫理学は何を説明しようとしているのか

——BLAME: Its Nature and Norms サーベイ論文¹——

佐々木 拓

はじめに

本論文の目的はD・J・コーツとN・A・トグナツィーニ編集によるアンソロジー『非難：その本性と規範』²に収められた幾つかの論文を概観することで、近年注目を浴びている「非難の倫理学」が何を対象とし、非難のどのような特徴を説明しようとしているのかを（部分的にではあれ）明らかにすることである。例えば、17世紀のジョン・ロックは行為に対する責任を三つのサンクションに分類し、その中に道徳的サンクションとして私人による称賛・非難をあげた。ここで非難は道徳的（過去指向的）責任の一部、場合によってはその代表として扱われている。しかし、本論で見るように、やや概念的に語られる抽象的「責任」と異なり「非難」の実態は一樣ではなく、主要とされる特徴や求められる機能もまた多様で複雑に絡み合っている。その一方で、「道徳的責任」にはその抽象性のために、現実的状況での責任帰属問題を上手く扱えないという困難がある。例えば自由意志問題を議論する際、われわれは個別の現実的状況における様々な責任実践を「道徳的責任」という概念に代表させることで、議論の焦点を理論の内容やその整合性に絞り込むことに成功している。しかしながら、このような概念的議論から引き出された結論や理論を現実問題に適用しようとする時、われわれは理論と現実の大きなギャップを感じざるをえない。このような感覚は自由意志理論に基づいた責任論のひとつの行き詰まりであり、議論に対する不毛感の元になっているように思われる。

この閉塞感から非難の倫理学への注目が生じたとするのはあながち間違いではないだろう。自由意志に関する責任論という哲学・倫理的議論をメタ倫理的議論から現実的な実践理論へと接続するために非難の倫理学は要請されたように思われる（さらには、この議論の延長線上に脳神経科学・心理学的実験による実験哲学が控えているという公算はかなり高いと言えよう）。実際に、ケリーは従来の「言い訳 (excuse)」に関する議論を非難の倫理学によってより現実的なものに引き寄せている（論文「言い訳とは何か」を参照）。

非難の倫理学には理論と実践をつなぐ役割が期待されている。しかしその一方で、非難は実践のありかたが多様であるため、適切な非難の基準を定める理論を構築するにあたって、その実践の種類・範囲と本性を特定する必要がある。本論文の目的は、第一に非難の倫理学が目指している目標を正確に理解するために議論の対象である非難の様態と特徴を

確認する、すなわち「非難」のマッピングを行うことにある。また第二の目的として、個別の理論がどのような種類の非難を典型例と考え、どのような特徴を本質的とみなしているかを示す。これについては、スキャンロンの理論を解説することで、非難の倫理学における議論の一端を紹介する。

非難のどの領域に重点をおくかは理論によって異なる。そして、ある領域に焦点を絞ることは必然的に他の領域を周縁化することになる。それゆえ議論の対象となる非難がどのようなものなのかをある程度把握していないと理論を誤読する可能性がある。「非難」とひとくくりにされる事象すべてが特定理論の中で平等な立場をもっているわけではない。多くの著者が自らの理論について議論する前に、どのようなタイプの非難を扱うか、非難の本質についてどのような見方をしているかを注意深く示しているのはこのためである。あらゆる領域を十全に説明できる理論は（現状では）不可能のように思われる以上、非難の倫理学の目標は、対象とされるものにくまなく説明を与えることではなく、どの事例をどのようなかたちで周縁化するかを納得のいく形で説明することであろう。

非難の十全なマッピングができれば、われわれは非難の倫理学の議論の焦点がどこにあるかを即座に理解でき、論争のなかにすぐさま飛び込んでいけるだろう。とはいえ本論文で扱うのは一冊のアンソロジーの、それもわずかな論文のみであり、非難の十全な地図を提供しているとは到底言いがたい。それでも、今後この領域に新たに踏み込もうとしている研究者にとって幾分かの助けとなれば幸いである。

本論ではスキャンロンの関係性理論を中心的に扱う。責任についての議論が非難の倫理学へとシフトした一つの転機がストローソンの著名な論文「自由と怒り」³にあるのは間違いない。彼がそこで提示した「反応的態度（心情）」という考えは後の研究者によって様々に再定式化され、道徳的責任の重要な部分とみなされるようになっていった。彼の他にもう一人非難の倫理学において重要な人物をあげるなら、多くの人がスキャンロンの名前をあげるだろう。彼の理論を大まかに示すなら、非難の根底には何らかの関係性が必要で、非難とは悪行（wrongdoing）によって傷つけられた関係を修正する意図を表明することだとされる。他の多くの論者が彼の理論の批判によって自論を特徴づけていることから、彼の理論が議論の中心にあることがわかるだろう。本論では、スキャンロンの理論の紹介に加えて、彼の理論にとって重要な批判を提出しているシアとウォレスの議論を検討する。スキャンロンの関係性理論がどの程度成功し、どのような問題点を抱えるのかを見ることは、理論による周縁化の事例の提示であると同時に、非難のマッピングの重要性を示すことになるだろう。

本論では以下の順番で議論を進める。第1節では上述のアンソロジー『非難』を参考に、非難のマッピングを行う。第2節ではスキャンロンの関係性理論を紹介する。その後で第3節でシアによる「見知らぬ人問題」およびウォレスによる批判を検討する。そして最後に第1節の論点に基づいてスキャンロンの理論を評価したいと思う。

1. 非難のマッピング

本節では、「非難」とはどのようなものかを概観する。ここで考察されるのは次の四種類の問いである。(1) 非難とはどのような名前と呼ばれる現象なのか、(2) 非難の対象となるのはどのような人なのか、(3) 非難をする主体は誰か、そして(4) 非難はどのような性質および機能をもつのか、である。以下ではまず(1)～(3)と(4)とに分けて、それぞれの問いへの答えを簡単にまとめよう。

1.1. 非難という現象とその対象

非難とは一般的に、道徳的に瑕疵のある行為への反応だとされる⁴。このような反応は極めて多様である。そこでまずは「非難とはどのような名前と呼ばれる現象なのか」、すなわち『非難』にはどのような現象が含まれるのか」という問いを考察しよう。

「非難」は基本的に“blame”の訳語だが、英語で「非難」に類する語は数多く、日本語に翻訳するのが困難なものもある。非難の倫理学においてまず言及されるべきは、ストローソンの「対人的反応的態度」の中でも危害に対応するものであろう。すなわち、被害者が抱く怒り(resentment)、第三者が抱く憤り(indignation)や否認(disapprovement)といった立場交換的態度、そして自分自身に向けられる良心の痛み(compunction)、罪の意識(guilty)、悔恨(remorse)、恥(shame)といった自己反省的態度である⁵。また『非難』の中での用法を見ると、例えばベルは“reproach”, “resentment”, “condemnation”, “contempt”, “moral criticism”といった言葉を“blame”と互換可能な語だとしている⁶。また、ウォレスは“opprobrium”を非難の本質だとし、非難は道徳的正・不正についての判断と反応的な情緒との組み合わせだとしている⁷。シアは考察する現象を「非難を構成する対応(blame-constituting reaction)」⁸、より広くは「過去指向的反応(backward-looking response)」⁹と呼ぶ。

これらの「非難」の多くは発話や身振り、態度で表明されるのが一般的である。しかしながら、「後悔」や「罪の意識」などが「非難」のカテゴリーに含まれるなら、心の裡に秘めた非難というものもありうるはずである¹⁰。この区別を可能にし、両方の場合に非難が意味を持つような説明が与えられるなら、それはよりよい非難の理論と言えるだろう。

ついで、(2)の問いに移ろう。非難の対象は、典型としては顔見知りの人物であり、非難は対面で、害悪を加えた側になされる。とはいえ、われわれは見知らぬ他人に対する非難を日常で経験するため、非難の対象は知人に限定されず、また目の前にいない遠く離れた土地にいる人物(たとえばわれわれ日本人にとっては米国にいる人物)も非難の対象になりうる。加えて言うなら、非難の対象は現在存在する人物に限定されない。歴史上の人物や死者といった、すでにこの世を去った人に対する非難もありうるし、架空の人物(たとえば、「シンデレラ」に登場する継母)もまた非難の対象となりうる¹¹。また、自然人以外でも、国家や企業といった集団もまた非難の対象となりうるだろう。

非難の倫理学では非難される対象だけでなく、非難する側の適切さについても議論があ

る。これが (3) の問いの意味である。反応的態度のことを念頭におくなら、非難の主体の典型は害悪を受けた被害者およびその関係者である。さらには、悪行を目にした第三者、加えて害悪を加えた本人が非難の主体となりうる。この時、特に直接危害を被らない第三者の場合、非難をしても構わない人は無制限ではないというのが標準的な考え方である。ベルは論文「非難適格：批判の試み」において、標準的見解によって付される非難の主体の条件、すなわち非難の適格条件を 4 種類に整理し、それぞれを批判している¹²。すなわち、第一に「非難する人は非難される人と近い関係にあるか、悪行に関する利害関係者でなければならない」という関係者条件、第二に「非難する人は非難される人と同じ時代の道徳共同体に属す必要がある」という同じ共同体条件、第三に「非難する人は、非難している当の悪行を過去にしていってはならない（また、将来繰り返してはならない）」とする非偽善者条件、第四に「自らに部分的に責任がある悪行に対して人は非難することはできない」とする非共謀条件である。非難を受ける人にとって非難が何らかの仕方で危害（多くの場合は不快）である以上、標準的見解が示唆するように、「お前に言われる筋合いはない」という憤慨が生じるのは十分理解できる。非難適格についての範囲を定める基準を与えることもまた、よりよい理論であるための指標となりうる。

非難の理論は以上のような現象が有意義な非難であることを説明し、対象を適切な範囲に限定できなければならない。加えて、非難の倫理学の議論の中で「非難すること」とは区別された方がよいと考えられている現象・判断がいくつかある。「区別された方がよい」と言うのは、以下のものを非難と区別せず、ともに「非難」のカテゴリーに含める理論も存在するからである（とはいえ、それらの理論の説明力は相対的に低くなる）。たとえば、多くの理論において非難は「非難に値すること (blameworthiness)」と区別されるべきだと考えられている。この点は、たとえばスキャンロンのように「非難に値すること」と道徳的評価とを同一視する場合には、非難と道徳的評価との区別が要請される¹³。また、非難は罰とも区別されなければならない。一部の非難にサンクショナルな意味合いが含まれることは確かだが、非難の全てが罰にあたるわけではない。

以上で示された範囲の現象が非難の倫理学の考察対象である。しかし、ここでは「非難」の外延を大まかに示しただけで、非難を定義する基準、すなわち非難の本質はこれだけではわからない。次項では非難はどのような特徴をもつべきかを見ていこう。

1. 2. 非難の本性

非難の倫理学が応えるべき第一の問いは「非難とは何か」の基準を示すことである。これを正しく評価するためには、先にあげた (4) 「非難はどのような性質および機能をもつのか」という問いを考えねばならない。

ここでもまずは反応的態度を考えるのがよいだろう。反応的態度を「態度（心情）」と呼ぶのは、そこに感情的側面があるためである。これは前項で述べた道徳的評価と非難を区別する理由にもなっている。われわれはそれを表に出すかどうかを別として、（単なる評価

ではなく) 非難している以上、そこには何らかの感情的要素が存在する¹⁴。この感情的要素を最重要視する立場は準ストローソン説 (Strawsonian account) もしくは反応的情绪説 (reactive emotion account) と呼ばれ、その代表はウォレスである¹⁵。

また、非難は何らかの仕方で行動や動機づけに影響を与えるものと考えられている。言い換えるなら、非難はそれだけで自己完結する現象ではなく、自他の行動に影響を与えるという目標、または機能を備えていると多くの理論では考えられている。ウォレスのように、行為や態度の道徳的評価についての判断と非難との間に内在的関係を見てとる論者もいれば、次節で詳しく見るスキャンロンのように、関係の修正という装置を媒介させる論者もある。とはいえ、非難には目的があるという点については多くの論者が一致していると思われる。ここから、非難とはある種の発話内行為であるという考えも生まれる¹⁶。

非難のもつ目的・機能については、ベルが詳細な分類をしている。ベルはまず非難の目的を大きく過去指向的側面と未来指向的側面に区別した上で、非難には以下の5つの目的と、それに対応した価値が込められていると分析している¹⁷。以下ではベルの分析を一般的な用語を用いて簡潔にまとめよう。

1. 関係を傷つけたことを知らせ、修復を促す。
2. 加害者に違反した規範を教える。
3. 特殊抑止：加害者に今後同じ悪行を繰り返させない。
4. 一般抑止：共同体の他の人々に同じ悪行を差し控えさせる。
5. 非難は自らコミットする道徳の表明である。非難しないことは悪行の容認であり、非難はこれを避ける。

これらはベル自身によって「教育」と「動機づけ」という言葉でもまとめられている。これらは大まかに過去指向的側面と未来指向的側面に対応していると考えられる。そうすると、1および2が教育的な過去指向的側面であり、3および4が動機づけに関わる未来指向的側面だと言うことができるだろう。5は両者の要素をあわせ持つように見受けられる。

ウォレスは非難の適格性についての議論で、非偽善者性条件を擁護する際に、「他人を非難することで、自らの価値観に照らして自らの態度と過去の行動を反省する機会を得る」という役割を上げている¹⁸。この「コミットメントの強化、もしくは自己改善」と呼べる機能は5の副産物と捉えられるかもしれない。その他、ベルは非難には悪行への抵抗が含まれるとしているが¹⁹、これもまた5の変形と考えてよいだろう。これら、機能により大きな比重をおく理論は機能説 (function account) と呼ばれる²⁰。

もうひとつ非難の重要な特徴をあげるなら、それは立場相関性 (positional nature, positionality) であろう。普遍的な非難というものには存在しない。「非難をするかしないか、するならどの程度か」、という問いへの答えは、その人が加害者であるか被害者であるか、加害者の関係者であるか被害者の関係者であるか、それでなければ見知らぬ他人かで変化する。この特徴は非難の適格性を論じる際重要になる。また、以下で紹介するスキャンロ

ンのような関係性説をとれば、この特徴を非常にうまく捉えることができるのは言うまでもない。とはいえ、たとえばウォレスは規範に対する無関心が非難の理由となりうると主張するが²¹、このような立場では、(その道徳規範にコミットする限りで)誰もが非難の資格をもつ。また、ベルのように非難の適格性を否定するなら、そこにも普遍的な非難の余地が生まれるかもしれない。

非難の適切な理論は、以上の特徴を重要な範囲で説明できるものでなければならない。そしてそれはとりもなおさず非難の適切な基準を示すことであるが、それに加えて、非難の理論には妥当な手引き (guidance) の基準が求められる。すなわち、「どのようなものを非難と呼ぶのか」という問いと、「どのような場合にどの程度非難すべきか」という問いに答えを与えることが非難の理論には期待されている。

このような期待に答えられる理論には、おそらく伝統的に責任実践のパズルケースとされている問題への回答が可能だろう。たとえば、どう見ても非難したくなるような残酷な悪行をなすにもかかわらず、道徳的な行為能力を欠くサイコパスへの非難は妥当か、といった問題である。また、同じだけ道徳的に瑕疵のある行動をしながら、一方は不運にも他人に危害を加えてしまったのに、他方は幸運にも何事も生じなかった際に、両者を同様に扱うべきかという道徳的運の問題もある²²。

今回のサーベイが不完全なために、ここで述べたもの以外にも重要な論点が数多く存在するのは間違いない。とはいえ、本論文では次節以降でスキャンロンの理論とその批判を紹介した後で、今述べた要素に照らしてスキャンロン説の評価をしてみたいと思う。

2. スキャンロン関係性理論

スキャンロンはストローソンの理論に見られる「対人的態度のネットワーク」という発想をさらに展開させて、人々が築く様々な関係に基づいた非難の理論を作り上げた²³。彼は二つのパズルケースを解決することで自らの理論の妥当性と他の理論に対する優越性を主張する。そのケースとは、

パズルケース 1 : 重大犯罪を犯した人は非難されるべきであるにもかかわらず、それが当人のコントロールを超えた要因によって引き起こされた場合非難することは適切ではない。
パズルケース 2 : 同じくらい不注意に車を運転していたにもかかわらず、不運にも人を引いてしまった人はそうでない人に比べて強く非難されるべきである²⁴。

本論文ではこの議論の妥当性を検討することはしないが、結論のみを先に紹介しておこう。パズルケース 1 については、彼の理解する「非難」と「応報的反応」とを区別することで、悪人が「非難されるべき」という直感と「コントロールを超えたことに対して非難を加えることは不正である」という直感とを調停する。すなわち、前者の直感は彼の非難の理論に基づくなら正しく、後者の直感は応報的反応に対する直感としてのみ認められる

(詳しくは注 36 を参照)。対して、パズルケース 2 については、「非難」と「非難に値すること」とを区別することで回答する。すなわち、両者が「非難に値する」という点では同等だが、非難の有無と程度は被害者との関係によって異なると説明する。

さて、彼の理論の説明に移ろう。彼の非難の理論は二つの部分から成る。彼によれば、ある人を非難するとは

- (1) その人が非難に値すると判断する
- (2) その結果として、その人と自分の関係の理解を修正 (modify) する、すなわち通常その関係に含意されている意図と期待を変更するもしくは差し控える

ことを意味する²⁵。この 2 点を理解するには、彼の「非難に値すること」の意味と「関係」の意味を明らかにする必要がある。また (1) についてもこの語の理解が必要なため、まずは「関係」概念を明らかにしよう。

スキャンロンは関係について次のように述べている。

(前略) 関係は、われわれが自らの行為と態度に対して互いにもちあう一連の意図と期待であり、そしてそれらはわれわれについての特定の事実によって正当化されている。関係の概念は規範的概念であり、その種に属する個別の関係が存続する条件と、そのような関係にある者が理想的な意味で互いにもちあうべき態度と意図とを特定する²⁶。

関係の本質は、関係を結んだ人々が互いに抱き合う期待と意図にある。例えば、友情関係にある友人同士は、まず共にいること、そして相手に何かあったらすぐに助けを差し伸べる用意があること、秘密を共有し守る意図、また相手が成功した時は喜び、挫折にあう際には心を傷めるといった態度をもち、また相手も自分同様にそのような意図と態度をもつことを期待する (例は Scanlon (2013) p. 86 を参照)。このような意図と期待は「友情とは何か」を規定すると同時に、「友人は何をすべきか」の手引きを与える規範的基準ともなっている。とはいえ、その手引きはあくまでも「理想」を示す形でなされ、ここで規定される「友情」の内容のすべてを常に実行しないと友情が成立しない、というわけではない。関係の成立は規範への近接によって評価されるのである²⁷。

非難の本質は、この関係を規定している意図と期待を変更することにある。例えば、ある人が友人の裏切りにあい、もはや秘密を守ってもらえると期待するのをやめ、それゆえに秘密を打ち明け共有しようという意図を差し控えるようになるでしょう。元々は存在した秘密の共有の期待と意図を変更し、それらをもはやいだかなくなることが、スキャンロンの言う非難である。ここでもし相手が友情関係を続けたいと思うなら、相手は謝罪などを通じて、自らに友情を構成する意図と期待がいまだ存在し、それが今後変わらないことを

示さなければならない。この関係維持への愛着が非難の目的と機能を保証する。また、非難のあり方は自分が相手とどのような種類の関係にあるかで変化する。また、問題の行為に対して、被害者であるか、被害者と何らかの関係をもっているか、また利害関係のない傍観者であるかでも変わる。

前節で述べたように、「非難すること」と「非難に値すること」とは区別されなければならない。スキャンロンによれば、「ある人が非難に値するのは（略）ある関係の基準によって間違い（faulty）とされるような行為や態度を示すことを彼がする場合である」²⁸。また、非難に値することの判断は、行為者が他者と築いている関係を傷つけたという判断であり、行為者以外の他者が行為者との関係を考え直す理由を与える²⁹。この判断は関係を構築している客観的事実に基づいており、その判断の条件は関係によって異なる。

前節で見たように、非難に値することと実際に非難することとは区別されなければならない。したがって、ある関係を構成する期待を裏切る（例えば、友人なのに困った時に助けてくれない）としても、それが即非難につながるとは限らない。非難に値することの判断は、非難のきっかけをあたえるような、「関係を構築する期待に応え損なった」という事実に関する判断である。

スキャンロンの関係性理論は、非難の基準（非難に値することの判断）と非難の手引き（いつどの程度非難すべきかの条件）が関係に内在している。これが意味するのは、関係の特徴づけ、構成している意図と期待がそのまま関係を維持するために必要な責務を決定するということである³⁰。したがって、関係の規範的基準と条件を知るためには関係の適切な理解以外のものを必要としない。これはスキャンロンの理論の大きな強みである。また、非難の立場相関性についても大きな説明力がある。加えて、非難と非難に値することとを区別することで、ある行為を「悪い」と判断しつつも、非難しないという現象を説明できる。これらの点はスキャンロンの理論に多くの魅力を感じさせる要因である。

シアが指摘するように、スキャンロンが考える関係の典型は友情や仲間関係であるが、これらには基本的に相互性がある。すなわち、われわれが関係の要求に答えなければならないのは、相手が関係の要求する意図をもつ場合に限られる。これは関係性理論の基本的構造のように思われるのだが、スキャンロンは相互性を要しない「道徳関係」というものがあると想定している。これは、例えば見知らぬ他人を非難することを可能にする一方で、論争の原因にもなっている。次節ではシアとウォレスによる理解も参照しつつ「道徳関係」の内容を説明し、それへの批判を確認しよう。

3. スキャンロン関係性理論

スキャンロンの道徳関係は、われわれが一般的に道徳的責務として互いに要求し合っている意図および態度だと考えていいだろう。彼自身の説明をみるなら、まず道徳関係はすべての理性的生き物・行為者に対してわれわれがもつ関係である³¹。また関係の要求する責務とは、理性的な生き物を扱う際には「自らが理性的に拒否できない原則」を守らなけ

ればならない、というものである。また、誰かがうまくいった時には喜んであげる、うまくいかない時には残念に思い、決して喜んではいけないといった態度もこれに含まれている³²。

道徳関係の大きな（そして問題とされる）特徴は、それがすべての理性的行為者に普遍的だという点である。その結果、友情などの他の関係と異なり、われわれは道徳関係から逃れることができない。「どのような態度をその人が取ろうとも、またどれだけ悪い仕方でも振る舞おうとも、われわれはなおその人と道徳関係にある」とスキャンロンは主張する³³。道徳の要求は、相手の悪い振る舞いや、道徳的要求の軽視にかかわらず、その人が理性的生き物である限り適用される³⁴。

とはいえ、まったくの他人が自らに危害を加えた場合、その人に対して変わらず同じように接することをスキャンロンの道徳関係は要求しない。「ある人の道徳的に問題ある態度と行動は、それまで前提されていた信頼を差し控えたり、連帯のある友情のような、信頼を要求する関係を結ぶ意図を差し控える理由を与えることがある」³⁵。また、態度の変化も正当化される。相手の態度や行動が悪い場合には、共感の欠如、すなわちその人の成功を喜ばず、挫折を残念に思わないといった態度がわれわれには許されるようになる³⁶。以上がスキャンロンの道徳関係の概略である。

これに対して、シアは「悪行と関係：見知らぬ他人問題」において、スキャンロンの関係性理論を批判している。そこで検討されるのは、「関係性理論において、見知らぬ他人に対する非難は意味を持ちうるか」という問題である。シアは関係性理論の代表としてスキャンロンをとりあげつつ、スキャンロンの理論では見知らぬ人から危害を受けた際に、その人を非難する意味が担保できない、もしくは担保できるとしても、それは関係に外在的な要素によってなされる、と結論する。

シアの分析によれば、スキャンロンの道徳関係には二つの種類の意図と傾向性の組み合わせがある³⁷。ひとつは道徳的な人と形成する関係である。すなわち、道徳の要求を理解して原則を遵守する意図をもち、他者の行為に対して共感的な傾向性を示す「理性的な仲間」同士が形成する関係である。これらの意図と傾向性には相互性が存在し、それゆえに道徳の関係の構成的な意図と態度だと言うことができる。具体的には、危害を加えないよう気をつける、容易にできるなら助けてあげる、そして嘘をついたり操作したりしないといった意図、およびいいことがあったら喜ぶ傾向性がこれにあたる³⁸。

もうひとつは悪行を働いた人に対する関係で、そこではこの種の意図と傾向性が差し控えられる一方で、「殺されない」、「極度に困ったときに助ける」、「約束を守る」といった意図は変わらず責務として保存される³⁹。これらの責務は相互性のない人に対しても妥当するとされている。したがって、関係そのものの理解によって、言い換えるなら自分がどのような意図と態度の期待に答えればその関係のメンバーと認められるのかを知ることによって、関係のもつ道徳的要求を知ることとはできない。この点がシアの指摘するスキャンロン説の難点である。悪行を働いた（特に）見知らぬ他人への道徳的要求は相互性のある

関係から導出されるのではなく、「道徳そのもの」から与えられているように見えるのである⁴⁰。

そして、R・J・ウォレスはまさにこのような考えを採用する。彼は論文「正しさと責任」において、関係性の外側に道徳的規範を設定することで関係性理論を補完できると考えている。彼のこの論文の主旨は、道徳的正・不正（許容可能・不可能）の基準と非難との間に動機づけについての内在的関係があることを示すというものである。われわれが十分に合理的であり、また適切な熟慮をすることで道徳に規範的意義を認めることができる限りで、道徳的正・不正の判断と非難との間には動機づけが内在すると彼は主張する。

この内在主義は彼の非難の理解と対応している。彼は非難を次のように定義する。

何かのために誰かを非難するということは、その人が道徳的に許されないことをしたと考える、もしくはそう判断し、かつ、その理解に基づいて、悪い行いをした人に向けてある種の適切な感情を抱くことである⁴¹。

ウォレスは非難を道徳的正・不正の判断と情緒的反応の組み合わせから理解する。スキャンロンが正・不正の判断は関係から導かれると考えたのに対し、ウォレスは理性的な人々に共通する道徳の基準を考え、非難を「道徳的要求が定義する基準から外れることに対する情緒的反応」、「道徳への愛着の現れ」と解する⁴²。ウォレスの場合、道徳のもつべき規範性は関係へのコミットメントからではなく、道徳への直接的コミットメントから引き出されるのである。

ウォレスは関係に基づかない、道徳的規範への直接的コミットメントはスキャンロンの考えにも見られると言う。それは、スキャンロンが相互承認に言及する場面であり、それはスキャンロン説に問題をもたらしている。相互承認とは、互いを権利の独立した主体とみなし、お互いが正当化可能な仕方では振る舞うよう、自身の行動を統制することを意味する⁴³。ウォレスの立場からすれば、相互承認は道徳的平等という規範へのコミットメント、すなわち道徳的許容可能・不可能性のもつ規範としての重要性から生じる。これに対し、スキャンロンの場合、相互承認は互いに抱き合う意図そのものであり、したがって規範としての重要性は互いに持ち合う意図から引き出されることになる。ウォレスはこれを転倒だと批判する。

ウォレスにとって、行為の理由に反応して意図を形成することは合理性の一部である。そして、合理的であり、かつ道徳的許容不可能性を行為の理由ととらえて規範上の重要性を見出すなら、当該行為をしない意図が形成される。道徳に規範上の重要性を見出すことは相互承認の意図を形成する必要条件である。言い換えるなら、道徳に規範上の重要性を見出すからこそ、われわれは相互承認の意図をもつのであり、その逆ではない。この点で、道徳へのコミットメントは相互承認の意図に先行する必要がある、それゆえに人々が抱く意図、すなわち関係の外側に存在する道徳というものを認める必要がある。

こうしてウォレスはわれわれが非難にいたる過程を次のように考える。まず、道徳的価値の内面化があり、ついで行為者の態度が注目される。そして態度に道徳的特性の規範的意味が反映されているかの吟味を経て、非難が行われる、という具合である。この考えでは、道徳的非難が機能するためには、われわれは人々の間に築く関係の他に、個々人が内面化した道徳が必要となる。ウォレスはこのような道徳へのコミットメントによる補完を通じて、スキャンロンの関係性理論はより適切なものになると結んでいる⁴⁴。

むすび

本論では、第2節と第3節を通じてスキャンロンの関係性説を概観し、シアによる批判とウォレスによる補完の提案を見てきた。そこで、最後にスキャンロンの理論を第1節の議論に照らして、どのような要素を中心的と捉え、どのような要素が周縁化されているかを確認することでむすびとしたい。

まずスキャンロンは意図と態度、そしてその相互期待として関係を捉えた上で、その意図と期待の変化を「非難」だと解釈した。この考えで想定されているのは反応的態度のような対面的な態度の表明である。したがって、外に表明されない、心の裡に秘められた非難は周縁化される（このことと、心に秘めてはいても、知らずのうちに態度に現れる非難とは区別されねばならない）。また、道徳関係という装置はあるものの、見知らぬ他人への非難、見知らぬ他人からの非難は非難の典型とはされないだろう。またすでに死亡した歴史上の人物や、遠く離れた土地にいる人、架空の人物に対する非難もその人物と関係を結ぶことができないために、その非難は周縁にある。また、非難適格については、友情や仲間といった関係では関係者のみが非難適格をもつが、道徳的关系においてはあらゆる理性的行為者が非難適格をもつ。現象の区別については、第1節で述べたように、スキャンロンは「非難に値すること」、「道徳的評価」、そして刑罰から「非難」を区別する。

非難の本性については、スキャンロンの理論の中心にあるのは非難のもつ立場相関性である。逆に、ウォレスの主張するような感情的要素はスキャンロン説では薄いだろう。行為や動機づけといった目的については、関係へのコミットメントや愛着がその役割を果たすことになる。ベルのあげた5つの目的と価値については、中心にあるのは「関係を傷つけたことを伝え、修復を促す」という目的である。その他の規範的教示や一般抑止、特殊抑止そして道徳へのコミットメントといった目的は、関係への愛着がもたらす規範性からの派生物というかたちで、中心よりやや外寄りに位置づけされるだろう。その他、スキャンロン説のもつ修正主義的特徴は多くのパズルケースに答えを与えるものとなっている。

以上が非難の倫理学の中でのスキャンロン説の位置付けである。「はじめに」でも触れたように、「非難」のもつあらゆる事例と特徴、目的、機能を説明し尽くすような理論の構築はおそらく不可能である。われわれが評価すべきは、何を中心的なものと考え、何を周縁的なものとしているかについて、スキャンロンが妥当な非難の理解を示しているかどうかである。もしかするとその評価は規範倫理学としてどのような立場をとるかによっても変

わるかもしれない。すなわち、義務論的な立場をとるなら、道德の扱いの不備からスキャンロン説の妥当性は低くなるかもしれない。他方で、共同体主義と組み合わされた徳倫理学の立場をとれば、彼の理論はより受け入れやすくなるかもしれない。

本論文ではサーベイと私の理解が十分でないために、非難の倫理学の最初の一步を示すに止まっている。それでも、従来の責任論とは違った、非難の倫理学のもつ雰囲気の新鮮さと今後の議論への期待とを読者に感じてもらえれば本論文の役割としては十分である。

(金沢大学人間社会学域人文学類准教授)

注

- 1 本論文で扱った文献の一部は金沢大学大学院において 2016 年度第 3 クォーターおよび第 4 クォーターに開講した「倫理学演習 1・2」において検討した。議論に際して多くの示唆を与えてくれた齊藤嘉生さんに感謝申し上げる。
- 2 Coates & Tognazzini (2013a).
- 3 Strawson (1962).
- 4 Scanlon (2013), p. 84.
- 5 Strawson (1962), sec. 5 を参照。
- 6 Bell (2013), p. 266.
- 7 詳しくは第 3 節を参照。
- 8 Sher (2013), p. 51 ほか。
- 9 Sher (2013), p. 49 ほか。
- 10 Bell (2013), p. 266.
- 11 Bell (2013), pp. 271-2.
- 12 結果として、ベルは非難適格を特に制限しない。
- 13 Scanlon (2013), p. 85. スキャンロンの指摘では、道德的評価はたとえば習慣や傾向性などにも適用される。スキャンロンはその具体例を示していないが、たとえば貧乏ゆすりなどの癖の指摘がこれにあたるだろう。このような悪い癖などの指摘は非難を意味しないと彼は言っていると解される。
- 14 なお、以下で扱うスキャンロンはこの考えに反対する。彼の理論では感情の表出は態度、意図の変更を伝える手段でしかない。
- 15 Coates & Tognazzini (2013b), p. 14.
- 16 Cohen (2006), Bell (2013), pp. 272-3. なお、ベル自身はこの考えを批判している。
- 17 Bell (2013), p. 267-8.
- 18 Wallace 2010, p. 326, Bell (2013), p. 274.
- 19 Bell (2013), p. 266.
- 20 Coates & Tognazzini (2013b), pp. 16-7.
- 21 Wallace (2013), p. 243.
- 22 Scanlon (2013), p. 85.
- 23 スキャンロン自身は自らの主張を「非難の解釈 (interpretation)」と呼んでいる。これは彼が自らの

理論が非難という現象の全てを説明できないことを認める一方で、自らの理論に修正主義的・規範的側面を与えていることに由来する (Scanlon (2013), p. 84-5)。

24 Scanlon (2013), p. 84.

25 Scanlon (2013), p. 89.

26 Scanlon (2013), p. 86.

27 Scanlon (2013), p. 87.

28 Scanlon (2013), p. 88.

29 *ibid.*

30 *ibid.*

31 *ibid.*

32 *ibid.*

33 *ibid.*

34 Scanlon (2013), p. 90.

35 *ibid.*

36 *ibid.* ここでの共感の欠如は「悪行をした人の不幸を喜ぶ」や「悪人が成功しないことを望む」といった応報的態度とは区別されるべきだという議論をスキャンロンは展開している (Scanlon (2013), p. 90-1)。この論点は、「自らのコントロールの及ばない行為に対して非難が正当化されるか」という問題に関わる重要な点だが、本論ではこの論点を詳しくは扱わない。なお、スキャンロンの立場を簡単に述べるなら、彼の解釈する非難に対しては行動・態度のコントロールが必要とされないのに対して、ここで述べる「悪行をした人には悪いことを」といった応報的考えが正当化されるのはコントロールが成立する場合のみだとしている。

37 Sher (2013), p. 53.

38 Scanlon (2008), p. 39-40, Sher (2013), p. 53.

39 Scanlon (2008), p. 142, Sher (2013), p. 53.

40 Sher (2013), p. 54.

41 Wallace (2013), p. 230, Wallace (1994)も参照。

42 Wallace (2013), p. 230.

43 Wallace (2013), p. 237.

44 Wallace (2013), p. 243.

参考文献

Bell, Macalester (2013), "The Standing to Blame: A Critique," Coates & Tognazzini (2013a), pp. 263-281.

Coates, D. J. and Tognazzini, N. A. (eds.), (2013a), *BLAME: Its Nature and Norms*, Oxford University Press.

—— (2013b), "The Contours of Blame," Coates & Tognazzini (2013a), pp. 3-26.

- Cohen, G. A. (2006), "Casting the First Stone: Who Can, and Who Can't Condemn the Terrorists?" *Royal Institute of Philosophy Supplement*, 58, pp. 113-36.
- Kelly, E. I. (2013), "What Is an Excuse?" Coates & Tognazzini (2013a), pp.244-262.
- Scanlon, T. M. (2013), "Interpreting Blame,," Coates & Tognazzini (2013a), pp. 84-99.
- (2008), *Moral Dimensions: Permissibility, Meaning, Blame*, Cambridge, Mass: Harvard University Press.
- Sher, G. (2013), "Wrongdoing and relationships: The Problem of the Stranger," Coates & Tognazzini (2013a), pp. 49-65.
- Strawson, P. (1962), "Freedom and Resentment." *Proceedings of the British Academy*, Vol. 48, pp. 1-25. (P・ストローソン／法野谷俊哉訳「自由と怒り」『自由と行為の哲学』門脇俊介／野矢茂樹監訳、春秋社、31-80ページ、2010年)
- Wallace, R. J. (2013), "Rightness and Responsibility," Coates & Tognazzini (2013a), pp. 224-243.
- (2010), "Hypocrisy, Moral Address, and the Equal Standing of Persons," *Philosophy & Public Affairs*, 38, pp. 307-41.
- (1994), *Responsibility and the Moral Sentiment*, Cambridge, Mass: Harvard University Press.

〔謝辞〕 本研究はJSPS 科研費 JP16H03343-01 (「日本型『ロボット共生社会の倫理』のトランスディシプリナリーな探究と国際発信」 研究代表者 神崎宣次) の助成を受けたものです。